

重要なお知らせ

退職一時金等のご請求時におけるマイナンバー提供のお願い

令和7年度の税制改正により、令和8年1月1日以降、退職手当等の支払いを受けるすべての居住者に係る「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」を税務署と市区町村に提出することになりました。

このため、令和7年12月1日(月)以降に当センターで受理する従業員加入の特定退職金共済制度における退職一時金等の請求手続きの際には、個人番号(マイナンバー)のご提供が必要となります。

手続きは下記にてご確認ください。

ご不明点がございましたら、共済課(011-221-3062)までお問い合わせください。

① 個人番号提供書の作成方法について

さぽーとさっぽろのホームページ<入会・退会などのお手続き>各種書式ダウンロードより「個人番号提供書」をダウンロードしていただき、必要事項を入力の上、**特定退職金共済制度 会員資格喪失届・一時金請求書とともに必ずご提出ください。**

※帳票イメージ

<https://www.support-sapporo.or.jp/procedures/download/>

※退職所得の源泉徴収票・特別徴収票には、正確な個人番号の反映が必要となるため、手書きでのご対応はお受けいたしかねます。予めご了承ください。

② 個人番号提供書の提出条件

ご退職日にかかわらず、当センターの受付が12月1日以降の請求手続きについては個人番号提供書のご提出が必要となります。詳細は下記にてご確認ください。

ご退職日	ご提出日	個人番号提供書の有無
2025年11月30日以前	～2025年11月28日 当センター受理	不要
2025年11月30日以前	2025年12月1日～ 当センター受理	必要
2025年12月1日以降	2025年12月1日～ 当センター受理	必要